

令和2年第7回 安芸太田町農業委員会 議事録 (第7号)

招 集 年 月 日	令和2年7月22日			
招 集 の 場 所	筒賀支所 新会議室			
開閉会日時及び 宣 告	開会	令和2年7月22日9時30分	議長 河本 穂津雄	
	閉会	令和2年7月22日10時		
応(不応)招委員及び 出席並びに欠席委員 出 席 6 名 欠 席 2 名 凡 例 ○ 出席を示す △ 欠席を示す × 不応招を示す △㊟ 公務欠席を示す	議席番号	氏 名	出席等の別	
	1	栗栖 眞知子	△	
	2	寺田 光浦里	○	
	/			
	4	木下 博志	○	
	5	沖 貴雄	△	
	6	富永 富幸	○	
	/			
	8	佐藤 潤	○	
	9	栗栖 芳秋	○	
	10	河本 穂津雄	○	
議事録署名委員	2番	寺田 光浦里		
	4番	木下 博志		

議長	<p>本日の出席委員は 6 名です。出席委員が過半数を超えていますので、総会は成立いたします。(9:30)</p> <p>これより第 7 回安芸太田町農業委員会総会を開催します。この会議の議事録の署名者を議長において指名しても異議ありませんでしょうか。</p> <p>(全員異議なし)</p>
議長	<p>全員異議なしと認めます。よって議事録署名者に 2 番委員と 4 番委員を指名いたします。会議書記の指名を行います。本日の会議書記に農業委員会事務局職員、佐々木一氏と鬼田貴樹氏を指名します。</p>
議長	<p>それでは、今回提案された議案第 41 号から議案第 44 号について事務局より提案説明と朗読をさせます。それでは、事務局より提案説明をお願いします。</p> <p>(事務局議案の提案説明と朗読)</p>
議長	<p>それでは、議案第 41 号について、5 番委員が欠席のため、事務局より説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>議案第 41 号の説明を 5 番委員さんの調査結果をもとに代わって説明させていただきます。議案書の 1 ページ及び 2 ページをご覧ください。5 番委員さんは、7 月 19 日に譲受人の ■■■ さん立ち会いのもと、現地調査を行ったそうです。元々は、譲渡人の ■■■ さんが申請地の管理をされていたそうですが、その管理も困難になったため、この度、すぐ近くで耕作をされている ■■■ さんに譲渡することを決めたということです。申請地は、■■■ さんによって、すでにきゅうりやトマトなどの夏野菜が作付けされているとのこと。■■■ さんは、農機具も所有され、農作業に常時従事されているそうです。また、今回の申請地を含め、耕作する農地の合計面積が下限面積以上であり、周辺の農地利用に影響はないとのこと。以上、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないので、この申請につきまして 5 番委員さんは許可相当と考えられております。審議のほどよろしくをお願いします。</p>
議長	<p>続いて、議案第 42 号について、4 番委員より説明をお願いいたします。</p>
4 番委員	<p>農地法第 3 条、議案書 1 ページ議案第 42 号及び 3 ページの地番図をご覧ください。7 月 20 日、申請者の ■■■ さん立ち会いのもと、現地調査を行いました。申請地は役場筒賀支所から学校方面に向かい、安芸太田中学校グラウンドから南へ 100m くらい道下になります。譲受人の ■■■ さんは、所有する田 4,750 m²と畑 346 m²の合計 5,096 m²を耕作されております。農機具も所有し、農作業に常時従事されております。譲渡人の ■■■ さんは、遠方に住まれており、耕作が困難です。■■■ さんは、■■■ さんの甥にあたり、今まで ■■■ さん</p>

	<p>に代わって■■■さんが野菜を植えたり、雑草の手入れや整備、管理をされたりしておりました。■■■さんはこの先も管理できないから譲り受けてほしいと、■■■さんをお願いされ、■■■さんが譲り受けることになりました。この度、権利を移転しようとする田んぼは、■■■さんのご自宅から直線距離で 300mの所に位置しております。周辺の農地利用に影響ありません。以上、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないので、許可相当と考えます。審議のほどよろしくお願ひします。</p>
議長	<p>続いて、議案第 43 号について、8 番委員より説明をお願いいたします。</p>
8 番委員	<p>議案第 43 号について説明します。議案書 1 ページと 4 ページをご覧ください。今月 15 日、申請人の■■■さんの旦那さんとともに現地調査をしました。申請地は、平成 16 年、山にあった墓を移転したものであり、始末書を提出されております。転用規模からみて適切であり、周辺の営農条件に支障を生じるおそれもないと認められることから、許可妥当と判断しました。審議のほどよろしくお願ひします。</p>
議長	<p>続いて、議案第 44 号について、事務局より説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>議案第 44 号の説明をさせていただきます。安芸太田町空き家バンクに登録されている物件に附属する農地の変更設定についてです。この度、安芸太田町空き家バンク登録物件に附属する農地の登録届出書が 1 件出ております。資料 1 の 1 をご覧ください。この資料は、■■■さんにより空き家バンク登録物件に附属する農地の登録届出書になります。登録しようとする農地の所在につきましては記載のとおりです。添付書類に不備はなく、安芸太田町空き家バンクに登録されている物件に附属する農地という条件を満たしておりますので、この資料に記載の農地を資料 1 の 2 に追加し、変更案として作成しております。以上、資料 1 の 2 の変更案について審議のほどよろしくお願ひします。</p>
議長	<p>それでは、議案第 41 号について質疑を許します。</p> <p>(全員質疑なし)</p>
議長	<p>質疑なしと認めます。それでは、議案第 41 号は申請のとおり承認の委員の方は挙手をお願いいたします。</p> <p>(全員挙手)</p>
議長	<p>挙手多数でありますので、議案第 41 号につきましては承認決定いたしました。</p>
議長	<p>続いて、議案第 42 号について質疑を許します。</p>

	(全員質疑なし)
議長	質疑なしと認めます。それでは、議案第 42 号は申請のとおり承認の委員の方は挙手をお願いします。
	(全員挙手)
議長	挙手多数でありますので、議案第 42 号につきましては承認決定いたしました。
議長	続いて、議案第 43 号について質疑を許します。
	(全員質疑なし)
議長	質疑なしと認めます。それでは、議案第 43 号は申請のとおり承認の委員の方は挙手をお願いします。
	(全員挙手)
議長	挙手多数でありますので、議案第 43 号につきましては承認決定いたしました。
議長	続いて、議案第 44 号について質疑を許します。
議長	質疑じゃないが、この件については今後位置図をつけてくれんか。場所の特定が難しい。
事務局	はい。今後は位置図をつけるようにします。
議長	他に質疑はありませんか。
	(全員質疑なし)
議長	質疑なしと認めます。それでは、議案第 44 号は申請のとおり承認の委員の方は挙手をお願いします。
	(全員挙手)
議長	挙手多数でありますので、議案第 44 号につきましては承認決定いたしました。
議長	次に報告事項に入ります。事務局より報告事項の説明をお願いします。
事務局	報告事項の説明を 3 点させていただきます。初めに、1 点目ですが、資料 2

をご覧ください。農地法第3条の3第1項の規定による届出書が4件出ております。1件目と2件目は、広島市の■■■■さんによります相続の届出になります。届出は、それぞれ■■■■さんの父にあたる■■■■さんからの相続と祖父にあたる■■■■さんからの相続によるものであります。続いて、3件目は、中筒賀の■■■■さんによります相続の届出になります。最後に、4件目は、中筒賀の■■■■さんによります相続の届出になります。届出に係る土地の所在、地番、地目、面積、利用状況等はそれぞれ記載のとおりです。農業委員会によるあっせん等の希望の有無はすべてございませんでした。続いて、2点目ですが、資料3の1をご覧ください。7月3日付の全国農業新聞に、農業委員会の改選に伴う女性農業委員の登用促進のための要請活動に関する記事が掲載されております。これは、6月16日に行われました、会長、1番委員さん、町長を含めた要請活動になります。この記事に掲載の要請活動も通して行いました募集結果が、資料3の2になります。まず、農業委員のうち新規で応募された方は、1番の■■■■さん、6番の■■■■さん、7番の■■■■さん、8番の■■■■さんになります。応募と推薦を含めた農業委員全体での女性の数は、3名でした。次に、3枚目、4枚目の推進委員の募集結果ですが、新規で応募された方は、2番の■■■■さん、6番の■■■■さんになります。応募と推薦を含めた推進委員全体での女性の数は、1名でした。安芸太田町農業委員会全体での募集結果としては、定数10名ずつの応募及び推薦があり、そのうち女性の数が4名であります。この募集結果については、今後、農業委員候補者評価委員会を開催し、候補者の選考を行ったうえで9月の議会へ諮るという流れになります。最後に、3点目ですが、資料4をご覧ください。市町農業委員・農地利用最適化推進委員等の公務災害補償制度についてです。この保険制度は一般社団法人全国農業会議所を保険契約者とし、農業委員等を被保険者とする団体契約です。被保険者である農業委員等が公務行事中に不慮の事故によって、死亡または入院、通院した場合に保険金が支払われる制度です。保険料一口千円のA型に加入いたしますので、次回の農業委員会総会や農地利用最適化推進会議の際に集金させていただければと思います。以上で、すべての報告事項の説明を終わらせていただきます。

議長

報告事項について質疑はありますでしょうか。

(全員質疑なし)

議長

以上で本日の審議は終了いたしました。

なお、休会中も引き続き審査、調査をすることを許します。

これをもちまして、提案した議案はすべて審議されました。これで、第7回安芸太田町農業委員会総会を閉会します。(10:00)

以上、相違のないことを証明するため、議事録の署名者とともに署名する。

議 長

2 番委員

4 番委員